

石島会計メモ

平成27年 3月号



中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル 3階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者 石島洋一



変わる税制（平成27年改正大綱等） ～法人編～

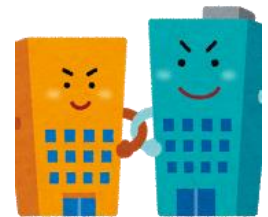
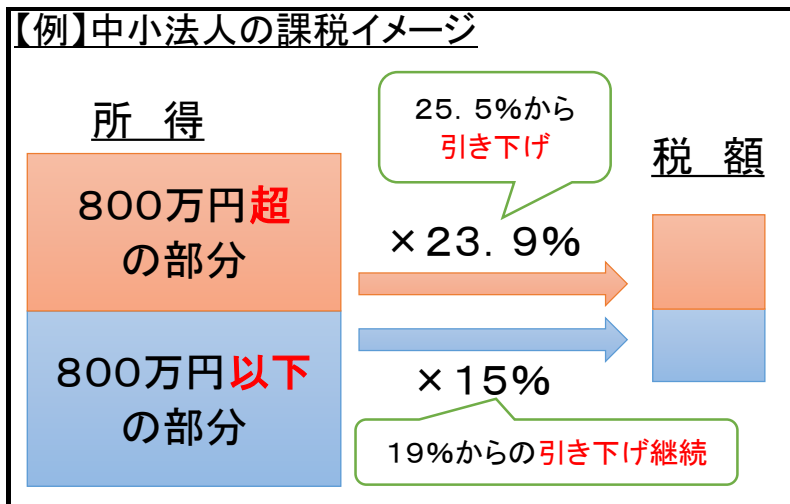
平成27年税制改正については審議中ですが、先月の個人編に引き続き、今回は主に法人に関する事項をかいつまんで一部ご紹介します。

☆☆個人では上がり、法人では下がる

相続税や所得税など個人にかかる税金では課税対象となる範囲の拡大や税率の引き上げがなされるなど、課税が強化される傾向にあります。一方で、法人に関しては国際競争力の向上をかけた、税率の引き下げに動いています。

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、税率が現行の25.5%から**23.9%に引き下げられます**。さらに中小法人では軽減税率の特例として、所得800万円以下の部分に対する税率は19%から15%に引き下げられていましたが、その扱いも2年延長することとされています。

中小法人の法人税額の計算イメージは、下図のようになります。



個人では課税強化、法人では軽減されるということで、所得を個人から法人に移す方が得策となるケースが増えてくるかもしれません。個人事業を営んでいる場合は要検討といえます。

（裏面へ続く）

☆☆赤字の繰越制度、中小法人等は据え置き

赤字（税務上の欠損金）を出してしまったとき、青色申告書を提出していればその赤字は来年度以降に繰り越すことができます。来年度以降利益を出したとしても、繰り越された赤字分は税金がかからないことになります。

今回の改正案で、大法人については繰り越すことができる赤字が縮小されてしまいますが、**中小法人等は現行制度が維持**されますので一安心です。



☆☆絵画も償却可能に（法人・個人共通）



平成27年1月1日以後に取得した100万円未満の美術品については、減価償却の対象となります（古美術品等の一部を除く）。既に保有している100万円未満の美術品に関しても、平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度から経費化できることとなります。

ただし、減価償却資産に該当することになりますので、固定資産税の対象に含める必要があります。

☆☆消費税率の引き上げ時期

消費税増税に関しても法人だけでなく個人にも影響してくるところではありますが、消費税率の10%への引き上げ時期が変更となりました。

当初は平成27年10月からの予定でしたが、1年半延期され、平成29年4月1日が引き上げの施行日となります。

消費税率の上昇は個人がモノを購入する際に痛手となりますが、法人においても資金繰りに大きく影響します。消費税は基本的に得意先から預かり、仕入・購入先に預けた分との差額を納付するものなので、法人の場合、本来は損得ないのです。しかし、お金に色づけしているわけではなく預かった消費税がずっと手元にあるとは限りませんから、年度末に納付する資金が足りなくなってしまうことがあります。

特に消費税率が上がった直後の年度末は納税資金が大きく膨らむこととなるので、納税資金をあらかじめ用意しておくことはますます重要になります。



☆☆複雑化する税法



「もっとシンプルならわかりやすいのに・・・」。裏腹に、税金の仕組みは年々複雑化しています。とはいえ、対策していなければ想定外の税金がかかってきてしまうことも。

ご相談があれば石島会計までお問い合わせください。

（文章 石島慎二郎）



退職にあたり

石島公認会計士事務所
齋藤常夫

日差しが柔らかくなり春本番も間近と感じる今日この頃となりました。

皆様におかれましてはますますご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、私3年前の定年後も嘱託職員として引き続き勤務してまいりましたが、石島公認会計士事務所を3月20日をもって退職することになりました。

私は、昭和49年4月佐藤公認会計士事務所に入所しました。入所時は簿記の知識も不足しており、夜間簿記学校に通いながらの勤務でした。当時はコンピュータなど無く、手書きで総勘定元帳を記帳し、試算表をはじめ決算書まですべて手作業で作成していました。現在と違い電卓も高価で機能も劣り、ソロバンで計算していたので大変苦勞したことを思い出します。今では当時のような手書きの作業はとてできません。

石島先生とのお付き合いは、佐藤公認会計士事務所 私の約1年半後に公認会計士2次試験合格者として入所され、以来独立開業までの10年程一緒に働かせていただきました。そのような関係から、佐藤先生が亡くなった際、職員一同相談のうえ事務所OBであった石島先生にお願いし、顧問先の皆様と共に石島公認会計士事務所にお世話になった幸いです。

顧問先の皆様には、石島公認会計士事務所では平成19年1月から8年余り、前勤務先からの顧問先の皆様には41年もの間お世話になりました。

このように永きにわたり、公私共に顧問先の皆様にはひとかたならぬ温情をいただき、厚くお礼申し上げます。

これからは、妻がゴルフの練習を始めたので二人でゴルフをしたり、ドライブしたりしながら暫く充電期間をとり、充実した第二の人生を送ってまいりたいと思っております。

今後とも末永く皆様のご交誼にあずかりますようお願いいたします。

末筆ではございますが、皆様のますますのご発展とご健勝をお祈りしまして、退職のご挨拶申し上げます。



東京マラソン振り返り ～2つの観点から～

練習しないで完走しました

石島慎二郎

平成27年2月22日（日曜日）、東京マラソン2015が開催されました。その人気は年々高まり、申込者は30万人を超え当選倍率は10倍にもものぼります。出場すること自体が難関となっているのです。それで東京都が味を占めたのか、2011年からは一定額の“寄付”をすれば出場できる裏口も用意されているほどです。

ただし、それだけ狭き門をくぐった出場者たちの意識は高く、完走率はなんと9.6%！（2014年大会）。私も例によって「**練習しない練習**」を**一生懸命がんばって？**1年間続けてきたわけですが、無事に完走することができました。

さて、出場抽選の倍率が10倍＝10%で出場するだけで大変と申しましたが、9.6%の完走率からすると、「完走しない」ことの方が相当に狭き門となっていることがおわかりになるかと思えます。今回、その狭き門を悠然とくぐった猛者がたまたま近くにおりましたので、コメントをいただきたいと思えます。



完走した人(の証)は輝いています！

猛練習して、欠場しました

石島洋一



「今年で東京マラソン卒業」この欄でも書かせて頂きましたが、今年は私にとって最後の東京マラソンに出場のはずでした。引退記念のレースと言うことで、意気込んで練習を重ねてきました。

しかし、大会が近づくと、今年が最後のレースであることがすぐく寂しくなるのです。そこで私は、引退するのを辞めようと思いました。だが、いたる所で「今年で引退」と宣言していたので格好わるい。そこで一計を案じました。

「よし、風邪を引こう」体調不良でレースに出なければ、引退レースはなかったことになる…。体調不良で欠場は理性的判断です。そして、大会直前、その計画は成就しました。見事に風邪を引いて欠場することが出来たのです。

「念ずれば花開く」何事もそれをやろう、という意味を持つことによって道は開けるものだと確信しました。これも、練習を積み重ねた結果、マラソンへの愛着から生まれたものであり、**練習もしないで本番に臨むような人(誰?)**にはわからないだろうなと思いました（親子バトルの勃発か！！続きは来年に）。

たまたま風邪を引いて欠場しただけで、この文章は全体がでっち上げではないかという疑念の声あり